

アパートなどの退去時の原状回復をめぐるトラブルを避けるために
北海道・建設部・建築指導課
☎ 0 1 1 2 3 1 4 1 1 1

アパートなど賃貸住宅を明け渡す際の敷金精算をめぐるトラブルが目立っていますが、退去時の修繕に関する費用負担には一定のルールがあります。

原状回復の原則
アパートなどの退去時に敷金の精算として借主（入居者）が負担する「原状回復費用」とは、完全に入居時の状態に戻すことではなく、借主の故意や不注意などにより生じた損耗、傷などの破損部分をもとの状態に戻すことをさしています。

したがって、経年劣化、自然損耗、通常使用による変化まで借主が負担する必要はありません。

トラブルを未然に防ぐには
・賃貸借契約の事前説明では、原状回復の原則どおりとなっているかよく確認しましょう。
・入居時の物件確認を行いましょう（日付入りの写

真を撮っておくと役立ちます）。

入居中はマナーを守り、修繕などが必要な場合は放置をせずにこまめに貸主に連絡をしましょう。

退去時の物件確認もしっかり行いましょう。

詳しくは、次の相談窓口へお問い合わせください。

北海道建設部建築指導課
☎ 0 1 1 2 3 1 4 1 1 1
上川支庁建設指導課
☎ 0 1 6 6 5 1 1 1

貸主・借主の負担区分(一般的な事例)

貸主(大家)負担 (経年劣化、通常損耗などによる変化)	借主(入居者)負担 (不注意や不具合の放置などによる汚損)
<ul style="list-style-type: none"> 家具の設置によるカーペットなどのへこみ 日照などによる畳や壁紙の変色 クリーニングで除去できる程度のタバコのヤニ ポスターや絵画の跡 など 	<ul style="list-style-type: none"> 台所や換気扇などの油污れ、すす 引越し作業で生じたひっかき傷 飼育ペットによる柱などの傷 結露を放置したことにより拡大したカビ など

予備自衛官補(技能・一般)採用試験

陸上自衛隊・上富良野募集事務所
☎ 45 3 4 1 2

受付期間

第1回目

4月8日(金)まで(必着)

第2回目

10月14日(金)まで(必着)

ただし、第1回目で採用予定数に達した場合、第2回目は実施しない場合があります。

受験資格

下表のとおり

試験期日

第1回目

4月16日(土)、17日(日)、18日(月)

第2回目

10月22日(土)、23日(日)、24日(月)

いずれか1日を指定

試験種目

予備自衛官補(技能)

筆記試験(小論文)、口述

試験、適性検査、身体検査

予備自衛官補(一般)

筆記試験(国語、数学、社会など択一、作文)、口述

試験、適性検査、身体検査

詳しくは、自衛隊旭川地方連絡部ホームページをご覧ください。

<http://www.asa-nikawa.plojda.go.jp>

nikawa.plojda.go.jp

区分	国家免許資格等	年齢
一般	日本国籍を有する方	18歳以上 34歳未満
衛生	甲 医師(経験年数10年以上) 薬剤師(経験年数13年以上)	55歳未満
	乙 医師(経験年数10年未満) 薬剤師(経験年数13年未満)	54歳未満
技	英語 外国における大学等卒業生、外国語短期大学等以上卒業生または実用英語技能検定試験準1級以上の方、国際英検A級以上、通訳技能検定または通訳案内試験合格者	53歳未満
	ロシア語 中国語 朝鮮語 上記に同じ	
能	整備 1級大型または小型自動車整備士、1級・2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ディーゼル自動車整備士	53歳未満
	情報処理 システムアナリスト試験、プロジェクトマネージャー試験、アプリケーションエンジニア試験、ソフトウェア開発技術者試験など(詳細はお問い合わせください)	
	通信 第1級、第2級または第3級総合無線通信士、第1級または第2級陸上無線技術士、アナログ第1種、デジタル第1種またはアナログ・デジタル総合種工事担当者	
	電気 第1種、第2種または第3種電気主任技術者免状の交付を受けている方	
建設	1級または2級建築士、測量士、測量士補、1級または2級建設機械施工技士	

「年齢」の起算日は平成17年7月1日現在